（指定金融機関に係る指定の申請等）

第二条　法第三十九条の二十六第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十九条の二十六第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十九条の二十六第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十九条の二十六第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　国土交通大臣又は財務大臣は、法第三十九条の二十六第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三条　法第三十九条の二十六第三項の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第三十九条の二十六第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者）

第四条　法第三十九条の二十六第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第五条　法第三十九条の二十七第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第二条　法第三十九条の二十五第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十九条の二十五第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十九条の二十五第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十九条の二十五第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　国土交通大臣又は財務大臣は、法第三十九条の二十五第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三条　法第三十九条の二十五第三項の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第三十九条の二十五第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者）

第四条　法第三十九条の二十五第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第五条　法第三十九条の二十六第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第六条　指定金融機関は、法第三十九条の二十八第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（協定に定める事項）

第七条　法第三十九条の二十九第一項第三号の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（帳簿の記載）

第八条　法第三十九条の三十の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）

（業務の休廃止の届出）

第九条　指定金融機関は、法第三十九条の三十二第一項の規定により導入促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（申請等の方法）

第十条　法第三十九条の二十六第二項、法第三十九条の二十七第二項、法第三十九条の二十八第一項及び法第三十九条の三十二第一項並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による国土交通大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、国土交通大臣又は財務大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（立入検査の証明書）

第十一条　法第三十九条の三十七第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（業務規程の変更の申請等）

第六条　指定金融機関は、法第三十九条の二十七第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（協定に定める事項）

第七条　法第三十九条の二十八第一項第三号の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（帳簿の記載）

第八条　法第三十九条の二十九の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）

（業務の休廃止の届出）

第九条　指定金融機関は、法第三十九条の三十一第一項の規定により導入促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（申請等の方法）

第十条　法第三十九条の二十五第二項、法第三十九条の二十六第二項、法第三十九条の二十七第一項及び法第三十九条の三十一第一項並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による国土交通大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、国土交通大臣又は財務大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（立入検査の証明書）

第十一条　法第三十九条の三十六第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。